

【別紙】

大阪府土地改良事業団体連合会の概要

1 目的

大阪府土地改良事業団体連合会は、土地改良事業を行う者(土地改良区、市町村、農業協同組合等)の協同組織により、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、及びその共同の利益を増進することを目的とする。(土地改良法第111条の2、第111条の10)

2 設立

土地改良法により設立され、昭和33年9月16日に大臣認可。

3 組織(令和3年1月19日現在)

会員数 126 団体(土地改良区 73 市町村 42 農業協同組合等 11)

役員数 20 名 職員数 9 名

4 業務

1) 法律で定められているもの(土地改良法第111条の9)

- ① 会員の行う土地改良事業に関する技術的な指導その他の援助
- ② 会員から委託を受けて行う土地改良事業の工事
- ③ 土地改良事業に関する教育及び情報の提供
- ④ 土地改良事業に関する調査及び研究
- ⑤ 国又は大阪府の行う土地改良事業に対する協力
- ⑥ 前各号に掲げる事業のほか目的を達成するため必要な事業

2) 具体的な活動

- ① 土地改良施設の維持管理事業等の推進指導及び支援
- ② 大阪府水土里情報システムの運営
- ③ 換地処分の推進指導及び支援
- ④ 土地改良事業(農業農村整備事業)の技術力向上のための研修会の実施
- ⑤ 土地改良事業(農業農村整備事業)に関する広報活動